

### 第93回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日	平成24年12月6日（木）			
招集場所	米子市役所第2庁舎 3階会議室			
開 会	午後1時30分			
出席委員	1番 木澤 純一委員	2番 佐々木 知俊委員	3番 佐藤 敏行委員	4番 尾坂 宣雄委員
	5番 番原 邦彦委員	6番 森中 喜輝委員	7番 高西 史郎委員	8番 林原 成子委員
	10番 伊塚 重己委員	11番 大縄 敬次委員	12番 足立 寛隆委員	14番 小林 秀美委員
	15番 仲田 祐康委員	16番 松原 幹人委員	17番 石橋 明広委員	
欠席委員	9番 遠藤 泰三委員	13番 吉澤 一誠委員		
事務局	仲田会長	田村事務局長	大許事務局長補佐	宅和主幹 道下主幹
日 程	1 農地法各条申請地現地調査			
	2 部会長あいさつ			
	3 議事録署名委員の指名			
	4 議事			
	（1）農地法各条申請審議等			
	ア 第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について			
	イ 第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について			
	ウ 第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について			
	エ 第32号 米子市農用地利用集積計画の決定について			
	5 報告事項			
	（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について			
	（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について			

- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分  
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (石橋委員)

これより第93回農地部会を開きます。

最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

それでは、議席番号10番の伊塚委員と、議席番号11番の大縄委員にお願いしたいと思います。

また、本日の欠席は、9番の遠藤委員、13番の吉澤委員です。

それでは、審議に入ります。はじめに、3ページの議案第29号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

はじめに、4ページ、番号24の尾高について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (道下主幹)

番号24の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

譲受人が、借りて耕作している農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は51aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農地法第3条2項というのは、別添書類にあるよう耕作状況、農業従事状況、取得後の面積などの条件があります。この案件は通年耕作されますので、150日以上耕作するということが必要という条件に合います。これが150日以下ですと第3条2項に該当するので条件に合わなくなります。取得後の面積は51aとなりますが、これは地区ごとに定めた下限面積がありますが、尾高の場合は50a以上ですので、農地法第3条2項に該当しないと申し述べさせていただきました。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

4番（尾坂委員）

現在も葱、野菜類が適正に耕作されておりますが、以前より譲受人がずっと借りておりまして、長く耕作している農地で634㎡を譲渡人からの希望で売買されるものです。許可要件に問題はないと思われまのでよろしくお願いたします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号25の尾高について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号25の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、自作地に近接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は113aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

4 番（尾坂委員）

譲受人が、自作地近くの農地 1,223 m<sup>2</sup>を売買で取得するものです。譲渡人からの希望で売買するものです。許可要件はすべて満たしておりますのでよろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定させていただきます。

続きまして、番号26の日下について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号26の日下について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、自作地に近接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は262aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（仲田祐康委員）

ちょっと込み入った説明をさせていただきますが、これは先月も議案に出ました譲渡人と同じ方として、破産による弁護士管財人の議案です。

今回の農地は3名の共同ほ場であったため、当初この内の方には買っていただくとしたんですが、体調が悪いなどの理由でだめになりまして、実は一昨年ほど前にこの譲渡人の案件の9反の田を買われた譲受人に相談したところ、今回の案件の田はほとんど同じような位置であったこともあり引受けていただきました。昨年はずいぶん荒れ、水田としては、ほとんど役に立ちそうにない状態でしたが、現在きれいに管理されていることもありまして、今回の農地も今は荒れて葎などが生えているようなとこ

ろですが、譲受人になんとか管理してくださいということで最終的には管財人と成立したものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ、議案第30号をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号6の淀江町稲吉について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

5番（番原委員）

はい。6番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、稲吉集落内の天井川付近にある畑で、面積は195㎡です。申請者は、申請地近くの自宅に息子世帯と6人で生活していますが、自宅が手狭になってきたことから、息子世帯を自宅に残し、申請者夫婦のみが現在、娘世帯を住まわせている別宅へ移転しようと思ひ、移転に必要な居室を増築しようと思ひ計画したものです。実行組合の排水同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であり、第2種農地に該当すると思われまます。集落に接続して計画されているため、転用については、問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、番号6について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号7の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（高西委員）

現地調査を2番目にしたところですが、申請者は議案のとおりで、申請地は、淀江町佐陀にある畑で、面積は707㎡です。

申請者は、高齢で体の具合が悪く農業ができないため、農地を近隣農家に耕作してもらっていましたが、この度、この人から農地を返す旨の申し出を受けました。そこで、申請者は今後の生活資金の足しにしようとして共同住宅の建築を計画したものです。また、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、上下水道完備の道路沿いにあり、500m以内に2か所の医療施設もあるため、第3種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われるのでよろしくお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、番号7について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7ページ、議案第31号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号33の高島について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（森中委員）

今日、現地調査のいちばん最後に見たところですが、申請者は、砕石業・土木建築全般・サービス業等の事業をしていますが、既存の資材置場が手狭になったため、資材置場の拡張を計画したものです。今日、バスで入ったところは、平成14年4月に資材置場として転用許可を取ったところで、その隣接地です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（石橋委員）

ただいま番号33について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

7番（高西委員）

あの土地広いけれども、排水は大丈夫なのか。

6番（森中委員）

はい。排水は雨水だけで、隣の水路に落ちます。地元の実行組合、土地改良区はそのことを了承したうえで、同意をしています。

7番（高西委員）

同意はなんだが、ずいぶん面積が広いところなので、あれだけの面積で雨が降った時など、周辺には心配がないかどうかと申って。

6番（森中委員）

それは懸念されたことでしたので、隣接者と協議をして心配ないということで、そのうえで実行組合も同意をしたようです。

議長（石橋委員）

ほかに、なにか質問等ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号34の両三柳について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

11番（大縄委員）

34番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、両三柳の田・畑で、面積は1,375.30㎡です。申請地は、住宅も多く、近隣住民の方の

多くの利用も見込め、加えて交通量も多く、さらに多くの利用が見込める場所であるため、コンビニエンスストアを計画したものです。

隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、10ha以上の集団農地内にあり、第1種農地に該当すると思われませんが、集落に接続して転用が計画されていることから、転用については、問題ないと思われしますのでよろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただいま番号34について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号35の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（高西委員）

現地調査の3番目に確認したところですが、現地はピンクのテープが張ってあった佐陀の畑で面積は295㎡です。

申請者は、現在、妻、子供の家族4人で市内のアパートに入居していますが、子供も2人となり、手狭になってきたため、申請地に一般住宅の建築を計画したものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われまして。

転用については、問題ないと思われしますのでよろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただいま番号35について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号36の淀江町西原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。



5 番（番原委員）

36 番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町西原にある畑で、面積は 936 m<sup>2</sup>のうちの 331.25 m<sup>2</sup>です。申請者は、妻、子供 2 人、母親の 5 人で住んでいますが、現在の住宅が手狭なため、既存住宅を取り壊し、申請地の一部を転用して、新しい自己用住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（石橋委員）

ただいま番号 36 について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10 ページ、議案第 32 号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、決定を求めます。11 ページに利用集積計画総括表がございます。

今月は、転貸を除く利用権設定が 37 件、農地保有合理化事業により機構が借入れを行う案件が 1 件、機構が転貸を行う案件が 2 件ございます。

それでは、13 ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号 12-1 から番号 12-37 までを一括して審議いたします。

事務局説明から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、79 筆 110,847 m<sup>2</sup>、畑に関するものが、38 筆 35,674 m<sup>2</sup>ございます。

番号 12-1 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、791a となっております。農業経営基盤強

化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。この農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件とは、米子市が定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中に利用権設定を受ける者の要件が定めてありますが、具体的には、農用地をすべて効率的に利用し耕作すること、必要な農作業に常時従事することなどの要件です。

番号12-2は、再設定でございます。

番号12-3は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、498aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号12-4から番号12-19までは、再設定でございます。

番号12-20は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、187aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号12-21は、再設定でございます。

番号12-22から番号12-24は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借人の設定後の経営面積は、157aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号12-25は、再設定でございます。

番号12-26は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、283aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号12-27は、再設定でございます。

番号12-28は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,195aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号12-29は、再設定でございます。

番号12-30から番号12-31は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、87aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号12-32は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、312aとなっております。農業

経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号12-33は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、145aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号12-34は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、130aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号12-35は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、56aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号12-36は、貸人の耕作不便等による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、136aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号12-37は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、211aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上ご審議よろしくお願いたします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局から番号12-1から番号12-37までの説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定といたします。

続きまして、25ページから、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借受けを行う案件と、それに関連して27ページから、当該農地を農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である木澤委員の退席を求めます。

（木澤委員退席）

議長（石橋委員）

では、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

続きまして、農地保有合理化事業に係る転貸の案件についてご説明いたします。

まず、25ページ番号12-1は農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございます。

続きまして、27ページ番号12-1、12-2は、先ほどの担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。

この農地は、平成24年1月1日から平成24年12月31日まで借りていた農地で、設定後の経営面積は、番号12-1が385a、番号12-2が369aでございます。

以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（石橋委員）

担い手育成機構が借受けて転貸する案件について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

7番（高西委員）

なんで、これは3月31日までの3か月間の設定になるんですか。

事務局（大許事務局長補佐）

はい。4月1日から担い手育成機構が改良に入りますので、これは12月まで借りている農地を3月まで延ばしたもので、その期間の契約です。

7番（高西委員）

畑として耕作する場合に、作物が3か月で出来るかということを考えると、3か月の契約で農地を借りて安心して耕作できるかどうかと思うが、その辺が、どうかと思って。

事務局（大許事務局長補佐）

この場合は1年間借りていた農地ですので。

議長（石橋委員）

よろしいでしょうか。

これは12月まで1年間借り入れておられて、この場合、秋作の収穫期間が少し足りないくらいで、その農地の延長ということで、現在作っている野菜の収穫が残るため、野菜農家にとっては、一区切りがつく期間になると思います。

議長（石橋委員）

ほかにご意見、ご質問ございませんか。

異議がないようですので、決定いたします。

審議を終了しましたので、木澤委員の着席を求めます。

（木澤委員着席）

議長（石橋委員）

審議事項は以上でございます。

それでは、続いて報告事項に移ります。

29ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号12から番号16までの5件を受理しております。

31ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号35の1件を受理しております。

続きまして、32ページ、（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号13から番号17の5件を受理しています。

続きまして、33ページ、（4）非農地現況証明について、番号17から番号19の3件を証明しています。

続きまして、34ページ、（5）農地転用現況確認書交付について、番号63から番号66の4件を交付しています。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

（県農業会議 会議員の事務報告）

議長（石橋委員）

ただいま会長から報告がございましたが、なにかご意見、ご質問などありませんか。

ほかに議題などの追加はありませんか。ないようですので、事務局から連絡事項を報告してください。  
事務局（大許事務局長補佐）

（事 務 連 絡）

議長（石橋議員）

事務局説明について、質問等ございますか。

ないようですので、これもちまして、第93回農地部会を終了します。

閉 会 午後 4時25分